

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2024 年 2 月 26 日号 (No.417)

I. トピック：「会社法（改正）」

1. 株主権利保護
2. 従業者権益保護
3. その他の制度変更

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

II. 重要法令等の解説

1. 「事業者集中の申告基準に関する規定（改正）」

III. 注目法令等の紹介

1. 「インボイス管理規則実施細則（改正）」

IV. その他の法令等一覧

I. トピック：「会社法（改正）」¹

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

執筆担当：胡 勤芳、吳 馳、李 昕陽、井村 俊介、五十嵐 充

「中華人民共和國会社法」の改正法（以下「新会社法」という。）について、本ニュースレターNo.415²では、「会社資本制度」を中心に、登録資本引受登記制度の改正、株式会社の資本制度の改正、及び減資手続の改正を解説した。また、本ニュースレターNo.416³は、「会社組織及びガバナンス」の主要な改正点として、株主会・董事会の権限、従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置、株主・実質支配者及び董事・監事・高級管理職の責任強化、多重代表訴訟制度等の新制度の導入等について解説した。

本号では、「会社制度に関するその他の重要事項」として、株主保護の強化、従業員保護の強化、有限責任会社の持分譲渡制度の調整、会社登記制度の整備、会社清算制度の調整、簡易合併等について解説する。

本ニュースレターNo.415 で扱った改正点	
会社資本制度	
登録資本引受登記制の改正	
✓ 登録資本引受登記制の改正	
(1) 登録資本金の払込期限の新設	1(1)
(2) 出資義務違反による損害賠償責任の修正	1(2)
(3) 董事会による出資状況の調査義務及び払込の催告義務の新設	1(3)
✓ 出資義務違反株主の持分（株式）失権制度の新設	1(4)
✓ 有限責任会社の株主の出資義務の履行期限の繰上到来制度の新設	1(5)
✓ 有限責任会社の払込未了出資持分を譲渡する場合の責任分担の新設	1(6)
株式会社の資本制度の改正	
✓ 株式会社の授權資本制度の新設	2(1)
✓ 株式会社の無記名株券発行制度の削除	2(2)
✓ 株式会社の無額面株式発行制度の導入	2(3)
✓ 株式会社の種類株式発行制度の調整	2(4)

¹ 原文「公司法（修订）」

² [本ニュースレターNo.415（2024年1月26日発行）](#) 参照。

³ [本ニュースレターNo.416（2024年2月9日発行）](#) 参照。

中国最新法令 < 速報 >

減資手続の改正	
✓ 資本準備金による欠損の填補の容認及び簡易減資の新設	3(1)
✓ 出資比率に従った減資原則及びその例外の新設	3(2)
本ニュースレターNo.416 で扱った改正点	
会社組織及びガバナンス	
✓ 株主会・董事会の権限の調整	1(1)
✓ 瑕疵ある株主会・董事会の決議の取消権の除斥期間の明確化	1(2)
✓ 株主会・董事会決議の不成立事由の新設	1(3)
✓ 有限責任会社の董事会の定足数及び議決方式の新設	1(4)
✓ 監査委員会設置会社の新設	1(5)
✓ 董事会構成員の人数に関する上限の撤廃	1(6)
✓ 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設	1(7)
✓ 董事会・監事会不設置会社の調整（適用対象の拡大、董事・監事設置人数の修正等）	1(8)
✓ 董事辞任・解任制度の整備	1(9)
✓ 法定代表者の選任・辞任制度の整備	1(10)
✓ 株主・実質支配者の責任強化（法人格否認制度の整備、支配株主・実質支配者が会社の業務を実際に執行する場合の忠実義務・勤勉義務の負担、支配株主・実質支配者が董事・高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連帯賠償責任の負担等）	2
✓ 董事・監事・高級管理職の責任強化（忠実義務・勤勉義務の具体化、利益相反取引・商機奪取・競争禁止規制の強化、董事会による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務の新設等の会社資本の維持責任の強化、第三者に損失をもたらした場合の故意又は重大な過失がある董事・高級管理職の賠償責任の負担等）	3
✓ 多重代表訴訟制度の導入	4
✓ 董事責任保険制度の導入	5
本号で扱う改正点	
会社制度に関するその他の重要事項	
株主権利保護	
✓ 株主の知る権利の拡大（株主名簿、会計証憑等の閲覧権・複製権の付与、会社の全額出資子会社の関連資料の閲覧権・複製権の付与）	1(1)
✓ 株主の株式・持分買取請求権制度の整備（株式非公開発行会社の株主への株式買取請求権の拡大、有限責任会社の少数株主が行使する持分買取請求事由の追加）	1(2)
✓ 株式会社の株主会における臨時提案権の整備	1(3)
✓ 出資比率に従った減資の原則化	1(4)
従業者権益保護	
✓ 従業員権益保護の目的規定における明記	2(1)
✓ 労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度	2(2)
✓ 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設	2(3)
その他の制度変更	
✓ 有限責任会社の持分譲渡制度の調整	3(1)
✓ 一人会社の整備	3(2)
✓ 会社登記手続の整備	3(3)
✓ 会社清算制度の調整（清算義務者の明記、清算委員会構成員の修正等）	3(4)
✓ 株式会社の他人による自社又はその親会社の株式の取得のための財務援助の原則禁止及びその例外（従業員持株制度の実施）	3(5)

中国最新法令 < 速報 >

✓ 電子通信方式による株主会・董事会・監事会会議の開催の採用	3(6)
✓ 簡易合併	3(7)

1. 株主権利保護

(1) 株主の知る権利の拡大

現行会社法では、有限責任会社の株主は、会社定款、株主会議事録、董事会決議、監事会決議及び財務会計報告を閲覧し、複製する権利を有し、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる（現行会社法 33 条）。

新会社法は、有限責任会社の株主の閲覧・複製が可能な資料の範囲を拡大し、閲覧方式を整備した。具体的には、株主が閲覧及び複製する権利を有する資料に株主名簿が追加され、閲覧を要求できる資料に会計証憑が追加された（57 条 1 項、2 項）。また、有限責任会社の株主が当該有限責任会社の全額出資子会社に係る上記資料を閲覧し、複製することができることが新たに規定された（57 条 5 項）。さらに、株主が会計帳簿及び会計証憑を閲覧する場合には、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機構に委託して行うことができることが明記された（57 条 3 項）⁴。これらは、株主が会社及びその子会社の会社持分及び財務情報を全面的に把握するための法的根拠を提供したものと考えられる。

また、株式会社の場合、株主が閲覧及び複製できる資料の範囲については有限責任会社と一致しているが（110 条 1 項）、会計帳簿及び会計証憑の閲覧権を有する株主は、連続 180 日以上にわたり単独で又は合計で会社の 3%以上⁵の株式を保有する株主に限定された（110 条 2 項）。

(2) 株主の株式・持分買取請求権制度の整備

① 株式非公開発行会社の株主への株式買取請求権の拡大等

現行会社法上、有限責任会社の持分買取請求ができる場合として、①一定の条件下での利益分配、②会社合併、分割、主要財産の譲渡、③定款上の会社営業期間満了後に決議により会社を存続させる場合⁶のいずれかに該当する場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社に適正な価格でその持分を買い取るよう請求することができる（現行会社法 74 条 1 項）と規定されている。これに対し、株式会社の株主が株式買取請求権を行使できる条件は、会社合併又は分割の決議に異議を有する場合のみに限定されている（現行会社法 142 条 1 項 4 号）。

新会社法では、株式非公開発行の株式会社について上記現行会社法 74 条 1 項と同

⁴ 『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）10 条 2 項において、株主が人民法院の効力の生じた判決に基づき会社の文書資料を閲覧する場合、会計士、弁護士等仲介機関の執務員が補佐することができるが、当該株主の同席が必要であると規定されている。新会社法では、株主の同席が削除された。

⁵ 但し、当該 3%の持分比率について会社定款にそれを下回って定めることができる（110 条 2 項）。

⁶ 具体的には、(1)会社が 5 年連続で株主に対し利益分配を行わず、その連続 5 年間において会社に利益があり、かつ本法に定める利益分配条件を満たしている場合、(2)会社を合併もしくは分割し、又は主要財産を譲渡する場合、(3)会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生したが、株主会が定款修正の決議を採択し、会社を存続させた場合のいずれかが生じた場合であるとされている。

中国最新法令〈速報〉

趣旨の内容を新たに規定し（161条）、株式非公開発行会社の株主の株式買取請求権を拡大した。

また、新会社法は、有限責任会社及び株式非公開発行の株式会社の持分の買い取りの取扱方式を明確にし、会社は、買い取った自社の持分・株式を、6か月以内に法に従い譲渡するか、消却しなければならないとしている（89条4項、161条3項）。

②有限責任会社の少数株主が行使する持分買取請求事由の追加

新会社法は、有限責任会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又はその他の少数株主の利益を著しく損なった場合、当該少数株主は、会社に適正な価格でその持分を買い取るよう請求することができる旨を新たに規定し（89条3項）、有限責任会社の株主の持分買取請求権の行使範囲を拡大した。

これまで、実務上、有限責任会社の支配株主が株主の権利を濫用して会社又はその他の少数株主に損害をもたらす例が多く見られた。上記持分買取請求事由の追加は、少数株主に新たな撤退方法及び会社のデッドロックの解決手段を提供し、少数株主の権益を保護することを目的とするものと考えられる。なお、こうした「株主の権利の濫用」、「利益を著しく損なったこと」及び「適正な価格」についてどのように判断するか、及び、当該買取請求権は、21条2項における会社の株主が株主の権利を濫用して会社又はその他の株主に損失をもたらした場合の権利濫用株主に対する賠償請求と併せて請求することができるか等、今後の司法解釈や実務の動向を注視する必要がある。

(3) 株式会社の株主会における臨時提案権の整備

新会社法は、単独で又は合計で株式会社の1%以上の株式を保有する株主は、株主会会議開催の10日前までに臨時提案を提出し、かつ書面により董事会に提出することができる」と規定し、臨時提案権を有する株主の持株比率を現行会社法上の3%から1%まで引き下げ、かつ、株式会社は、臨時提案を提出する株主の持株比率を引き上げてはならないことを明記した（115条2項）。

臨時提案の提出は、少数株主が会社経営管理に参加する重要な手段となり、臨時提案権を有する株主の持株比率の引き下げにより、少数株主の臨時提案権が強化された。

なお、関連臨時提案は、法律、行政法規又は会社定款の規定に違反してはならないことも確認的に追記された（115条2項）。

(4) 出資比率に従った減資の原則化

会社減資を行う場合、出資比率に従って減資を行うことが原則であることが明確となり、例外として、①法律に別段の定めがあるとき、②有限責任会社の全株主が別途約定したとき、及び③株式会社の定款に別段の定めがあるときは出資比率に従わな

中国最新法令 < 速報 >

い減資を行うことができるとされた（224条3項）⁷。出資比率に従う減資を原則とすることで、多数株主が特定株主の持分についてのみ減資⁸する決議を通じて少数株主の権益を侵害することを防止することができると考えられる。

2. 従業員権益保護

(1) 従業員権益保護の目的規定における明記

新会社法では、1条（目的）において、従業員の合法的な権益の保護が明記された。従業員の権益保護の具体的な内容として、16条（従業員に対する義務）、17条（労働組合、従業員代表大会等）、68条（董事会の従業員代表）、76条（監事会の従業員代表）及び130条（株式会社の監事会の従業員代表）等が定められている。以下、新会社法において改正された17条（労働組合、従業員代表大会等）及び68条（董事会の従業員代表）について説明する。

(2) 労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度

現行会社法上、会社が再編及び経営に関する重大問題を検討して決定する場合、又は重要な規則制度を制定する場合は、会社の労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び提案を聴取しなければならないとされている（18条）。新会社法では、労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度の対象に、解散及び破産申立を検討・決定する場合が追加された（17条3項）。

(3) 従業員数300人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設

現行会社法上、従業員代表董事の設置義務は、国有独資会社及び2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社に限定され、その他の有限責任会社は、董事会の構成員に会社の従業員代表を入れることは任意であった（44条）。新会社法では、国有独資会社⁹のみならず、従業員数が300人以上の有限責任会社と株式会社は、監事会を設置しそこに従業員代表監事がいる場合を除き、董事会の構成員に会社の従業員代表を入れなければならないとされた（68条、120条）。

したがって、従業員数が300人以上の会社について、監事会を置かずに、監事のみを設置する場合や董事会の中に董事により構成される監査委員会のみを設置することを選択する場合は、董事会に従業員代表董事を置かなければならない点に留意する必要がある。他方上記のとおり、従業員数が300人以上の会社であっても、監事会およびその構成員としての従業員代表監事を置いた場合は、従業員代表董事は不要となる。

なお、董事会の従業員代表の選出方法については、現行会社法において国有独資会

⁷ [本ニュースレターNo.415（2024年1月26日発行）](#) 参照。

⁸ 中国語：定向減資

⁹ 国有独資会社の董事会構成員のうち、その過半数は外部董事でなければならず、かつ会社の従業員代表が含まれていなければならない（新会社法173条）。

中国最新法令〈速報〉

社について規定されている従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出するとの文言がそのまま維持されている（68条1項、120条）。

3. その他の制度変更

(1) 有限責任会社の持分譲渡制度の調整

現行会社法では、有限責任会社の株主が第三者に対して持分譲渡する際に、その他の株主の過半数の同意を得る必要があると定められている（現行会社法71条2項）。新会社法では、当該規定が削除され、持分譲渡について、他の株主による同意を得る必要がなくなり、持分譲渡について、その他の株主に対して、持分譲渡の数量、価格、支払方法及び期限等の事項を書面による通知義務のみを規定した。

また、現行会社法では、他の株主の半数以上が譲渡に同意しなかった場合は、同意しなかった株主はこうした譲渡持分を買い取らなければならない、買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなすと規定されていた（現行会社法71条2項）。新会社法では、他の株主による同意が必要でなくなったため、その他の株主は、書面通知で受けた条件と同等な条件において優先買取権を有し、書面通知の受領日から30日以内に回答しない場合、優先買取権を放棄したとみなされると規定されるようになり（84条2項）、全体的に、持分譲渡手続が簡素化されたといえる¹⁰。

なお、現行会社法の会社定款において持分譲渡に関する別段の定めを置くことが認められる旨の規定（84条3項）は維持されており、第三者への持分譲渡について制限する必要がある場合は、事前に合弁契約及び会社定款で定めておくことが考えられる。

また、会社が株主による持分譲渡に伴う株主名簿の変更及び変更登記手続の要求を拒絶した場合には、譲渡人や譲受人は、法に従い人民法院に訴訟を提起することができることが明確に規定された（86条1項）。さらに、持分の譲渡があった場合には、譲受人は、株主名簿に記載された時から、会社に対し株主の権利の行使を主張することができることと明記されたため（86条2項）、持分譲渡における譲受人の株主権利行使の基準日が明確化された。

(2) 一人会社制度の整備

有限責任会社について、新会社法は、現行会社法2章3節「一人有限責任会社¹¹」に関する特別規定全体を削除した。これにより、現行会社法における「1人の自然人は一人有限責任会社を1社のみ投資設立することができ、当該一人有限責任会社は、新たに一人有限責任会社を投資設立することはできない」という制限が撤廃される。

¹⁰ 但し、実務上、持分譲渡に伴う会社変更登記手続きにおいて、これまでどおりに持分譲渡に関する株主決議が必要か否か、また、その他の株主が優先買取権を行使しないことについて書面による証明が必要か等は、現状、明確ではない。

¹¹ 現行会社法58条によれば、一人有限責任会社とは、株主が1人の自然人又は1社の法人のみである有限責任会社をいう。

中国最新法令〈速報〉

株式会社について、現行会社法 78 条では、株式会社を設立する場合の発起人の人数は「2 名以上 200 名以下」と制限されているが、新会社法はそれを「1 名以上 200 名以下」に変更した。これにより、一人株式会社の設立が容認されることになった（92 条）。

（3）会社登記手続の整備

新会社法では、「会社登記」という第 2 章が新設され、現行会社法の有限責任会社及び株式会社それぞれに規定される会社登記に関する内容が集約された。

新会社法は、会社の登記事項は、登記又は変更登記を経なければ、善意の相手方に対抗することができないという登記の法的効果を明確に規定した（34 条）。また、会社登記機関は不実登記を取り消すことができ（39 条）、不実登記に関する罰則について、現行会社法に定める会社に対する処罰に加えて、直接責任者に対する最大 30 万元の過料という処罰が追加された（250 条）。

なお、新会社法は、会社が法定代表者を変更した場合は、変更登記申請書には変更後の法定代表者が署名することを明確に規定した（35 条）。これにより、変更前の法定代表者による署名の協力が得られず、変更登記を完了できないという実務上しばしば見られたジレンマの回避が可能となる。

（4）会社清算制度の調整

新会社法は、董事は会社の清算義務者であると明記し（232 条 1 項）、清算義務者が遅滞なく清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならないと規定した（232 条 3 項）。

また、清算委員会の構成員について、現行会社法では、有限責任会社の清算委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は董事又は株主総会で確定した人員により構成されると規定されていた。これに対して、新会社法では、清算委員会は、原則として董事により構成されるが、会社定款に別段の定めがある場合又は株主会が他の者を別途選定する決議をした場合はこの限りでないと変更された（232 条 2 項）。

（5）株式会社の他人による自社又はその親会社の株式の取得のための財務援助の原則禁止及びその例外

新会社法では、「会社は、他人による自社又はその親会社の株式の取得のために、贈与、借入、担保及びその他の財務援助を行ってはならないものとするが、会社が従業員持株制度を実施する場合は、この限りでない。会社は、会社の利益のために、株主会の決議又は会社定款もしくは株主会の授権に基づく董事会の決議を経て、他人による自社又はその親会社の株式の取得のために財務援助を行うことができる。但し、財務援助の累計総額は、発行済株式の株式資本総額の 10% を超えてはならない。董事会が決議を行う場合は、全董事の 3 分の 2 以上による採択を経なければならない。」と新たな条項を設けた（163 条 1 項及び 2 項）。また、前記規定に違反し、

中国最新法令〈速報〉

会社に損失をもたらしたときは、責任を負うべき董事、監事及び高級管理職は、賠償責任を負わなければならない旨も規定された（163条3項）。

（6）電子通信方式による株主会・董事会・监事会会議の開催の採用

新会社法は、会社の株主会、董事会又は监事会が会議を開催し、かつ議決を行う場合は、会社定款に別段の定めがあるときを除き、電子通信方式を採用することができる」と明記した。現行会社法には当該規定がないものの、実務上会社の定款で電子通信方式による会議の開催を定めることがよく見受けられ、新会社法はこうした実務を法律条文として明確化したものと考えられる。

（7）簡易合併

新会社法において、①会社が自社の90%以上の持分を保有する会社と合併する場合、又は②合併により支払う対価が自社の純資産の10%を超えない場合には、被合併会社の株主会の決議を経る必要はなく、董事会の決議を経ることで実施できる、という簡易合併手続を新設した。なお、上記①の場合、他の株主に合併について通知しなければならない、その他の株主は、会社に対して適正な価格でその持分又は株式を買い取るよう請求する権利を有する（219条）。

（全 266 条）

II. 重要法令等の解説

1. 「事業者集中の申告基準に関する規定（改正）」¹²

国務院 2024年1月22日公布、同日施行

執筆担当：李 昕陽、塩崎 耕平、鈴木 幹太

2024年1月22日、「事業者集中の申告基準に関する規定（2024年改正）」が公布、施行された。本改正は、2008年に「独占禁止法」が施行されてから、事業者集中の申告基準を初めて改正するものである。

今回の改正では、申告が必要となる基準額が引上げられた。これにより、旧申告基準を前提とすると、申告が必要であった事業者集中の一部について、新申告基準を前提とすると申告不要となるケースがあり得る。このことにより、企業側としては、中国における事業者集中申告を必要とするケースの範囲が狭まり、M&Aコストの低減が期待される。当局側としては、独占禁止法執行資源の有効活用及び法執行効率の向上（重要案件により大きなリソースを割いて対応すること）を企図していると考えられ、今後の事業者集中の審査方針を注視することが必要である。

¹² 原文「关于经营者集中申报标准的规定（修订）」

中国最新法令 < 速報 >

(1) 申告基準額の引上げ

「事業者集中の申告基準に関する規定（2024年改正）」（以下「本改正」という。）では、下表の「本改正」の列に記載された閾値のとおり、関連申告基準額を大幅に引き上げた（3条）¹³。社会経済の発展に伴い、競争法上の問題が生じる可能性の低い比較的の小規模の事業者集中の申告を原則として不要とし、法執行資源をより重要な大規模な事業者集中に注力し、より効率的な審査を行うために改正された。なお、「事業者集中の申告基準に関する規定（2018年改正）」（以下「旧規定」という。）では、下表の「旧申告基準」の列に記載された4つの閾値のうち、①の閾値を両方満たすか、または②の閾値を両方満たす場合に、事業者は、事前に国务院独占禁止法執行機構（以下「独禁当局」という¹⁴。）に申告しなければならないと規定されていたが、本改正により、基準となる金額は引き上げられたものの、①の閾値を両方満たすか、または②の閾値を両方満たす場合に申告が必要となる点について、変更はない。

基準	事業者	売上高 ¹⁵	旧申告基準	本改正
①	集中に参加する全ての事業者	前会計年度 ¹⁶ の全世界における売上高の合計	100億人民元を超える	120億人民元を超える
	そのうち少なくとも2つの事業者	前会計年度の中国国内における売上高	いずれも4億人民元を超える	いずれも8億人民元を超える
②	集中に参加する全ての事業者	前会計年度の中国国内における売上高の合計	20億人民元を超える	40億人民元を超える
	そのうち少なくとも2つの事業者	前会計年度の中国国内における売上高	いずれも4億人民元を超える	いずれも8億人民元を超える

(2) 申告基準に達していない場合の独禁当局の自主的調査権

旧規定では、事業者の集中が申告基準に達しない場合の独禁当局の自主的調査権が規定されていたが、本改正は、「独占禁止法（改正）」¹⁷の規定に基づいて、関連規定を調整し、自主的調査権の内容を強調した¹⁸。

¹³ なお、2022年6月27日に公布された「事業者集中の申告基準に関する規定（改正草案意見募集稿）」では存在していた、大企業による、売上高は低い、市場における価値が高いスタートアップ企業の買収（いわゆる「killer acquisition」）をターゲットとした特別な申告基準については、本改正においては採用されなかった。当該改正草案意見募集稿4条によれば、申告基準に達しないが、①集中に参加する1つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高が1,000億人民元を超える場合、②他方の合併当事者又は対象会社の市価（又は評価額）が8億人民元を下回らず、かつ前会計年度の中国国内における売上高がその全世界における売上高に占める割合が1/3を超える場合、という2つの条件を同時に満たした場合、事業者は、事前に独禁当局に申告しなければならないとされていた。「killer acquisition」を捕捉する独禁法の措置は、最近ではインドが採用するなどグローバルトレンドになっており、今後、関連取引についての独占禁止法執行動向に注目する必要がある。

¹⁴ 2021年11月、国家市場監督管理総局独占禁止局は、国家市場監督管理総局の管理下にあるものの、一定の独立性を有する「国家独占禁止局」に格上げされ、専門の独占禁止法執行機構となった。

¹⁵ 当該営業額には、関連事業者が前会計年度内の製品販売及び役務提供によって得た収入が含まれ、関連の税金及び付加金が増加される（「事業者集中審査規則」9条1項）。

¹⁶ 当該前会計年度とは、集中の合意締結日における前会計年度をいう（「事業者集中審査規則」9条2項）

¹⁷ [本ニュースレターNo.379（2022年7月8日発行）](#) 参照。

¹⁸ 2023年9月22日、独禁当局が公布した原薬市場の買収案件において、関連事業者集中が旧申告基準

中国最新法令 < 速報 >

すなわち、事業者集中が申告基準には達しないが、こうした事業者の集中が競争を排除し又は制限する効果を有し又は有する可能性があることを証明する証拠がある場合には、独禁当局は、事業者に対し、申告をするよう要求することができ、事業者が規定に従い申告を行っていない場合には、独禁当局は、法に従い調査を行わなければならないとされている（4条、5条）。

(3) 新申告基準の適用

本改正は、公布の日から施行されている。但し、新旧申告基準についてどのように整合的な適用がされるかは明確にされていない。例えば、取引が旧申告基準に達したが新申告基準に達しておらず、関連取引契約が本改正公布前に締結され、本改正施行後にクローリングする予定である場合、旧申告基準に基づき事業者集中申告を行う必要があるかが問題となる。この点について、「事業者集中審査規定」8条3項によれば、集中を実施しているか否かの判断要素には、市場主体登記又は権利変更登記の手続完了、高級管理職の任命派遣、経営上の意思決定及び管理への実際の参加、他の事業者との機微情報の交換、実質的な事業統合の有無等が挙げられており、取引契約の締結時点とは関係しないので、集中の実施と判断される時点において施行されている申告基準が適用されるとの見解が存在する。この見解によれば、取引が旧申告基準に達したが新申告基準に達しておらず、本改正施行後に集中を実施しているか否かの上記判断要素に挙げられた行為を実施する場合には、新申告基準に基づき、申告が不要と整理することは不合理ではないことになる。

また、取引が旧申告基準には達していたが、新申告基準には達していない場合に、新申告基準施行前にすでに申告され、新申告基準が、当該取引が正式受理される前又はクリアランス取得前に施行された場合、事業者が申告を撤回することができるか否かについても明確にされていない。この点について、「市場監督管理行政許可手続暫定規定」30条3号によれば、市場監督管理部門が行政許可申請を受理した後、行政決定がなされる前に、法令・規則の改正により当該行政許可を受ける必要がなくなった場合には、行政許可の実施を終了しなければならないとされている。こうした規定に基づけば、上記の場合は申告を撤回することが可能であると考えられる。

上記の点も含め、現時点では、当局から明確な指針等は示されておらず、新旧申告基準の整合的な適用につき引き続き今後の動向が注目される。

(全7条)

に達していなかったが、事業者の自発的申告を通じて立件され、独禁当局が審査した結果、当該関連事業者集中が中国関連市場の競争を排除しもしくは制限する効果を有する可能性があるとして、制限的条件付きで集中を認可したことが決定された。

https://www.samr.gov.cn/fldes/tzgg/ftj/art/2023/art_90a71deadd224689b026920807c0389c.html

中国最新法令 < 速報 >

Ⅲ. 注目法令等の紹介

1. 「インボイス管理規則実施細則（改正）」¹⁹

国家税務総局 2024年1月15日公布、2024年3月1日施行

執筆担当：原 潔、青山 慎一

2023年7月20日に施行された「インボイス管理規則」（以下「管理規則」という。）を踏まえて、2023年10月6日に「インボイス管理規則実施細則（改正）（意見募集稿）」²⁰（以下「意見募集稿」という。）が公表されていたが、意見募集を経て、今回、「インボイス管理規則実施細則」（以下「本細則」という。）の改正が正式に公布、施行された。

本細則の改正は、電子インボイスを「管理規則に基づき、商品の売買、サービスの提供又は接受、その他の経営活動に従事する際に、電子データ形式で発行、取得する受取・支払証憑」と定義した。また、電子インボイスは紙のインボイスと同等の法的効力を有することを明確にし、いかなる単位又は個人も電子インボイスの使用を拒否できないことを強調した（3条）。電子インボイスの管理について、税務機関が電子インボイスの発行、納付、検証等サービスを提供するプラットフォームを構築することも定められた（4条）。

本規則は、インボイスの管理に関する義務についても規定し、税務機関はインボイスデータ安全管理制度を確立しなければならないとされている。また、単位及び個人は関連規定に基づき、インボイスのデータ処理を行い、インボイスデータの安全保護義務を負う（5条）。

また、本規則においては、管理規則がインボイスの虚偽発行として規定する「実際の経営業務の状況と合致しない」²¹状況を具体的に規定した²²（29条）。また、管理規則23条5項が禁止する「その他の証憑をインボイスの代わりに使用する行為」²³を具体的に例示した²⁴（40条）。

（全44条）

¹⁹ 原文「发票管理办法实施细则」

²⁰ [本ニュースレターNo.410（2023年11月13日発行）](#) 参照。

²¹ 管理規則21条は、インボイスの虚偽発行は以下の行為をいうと規定する：(i)他人が実際の経営業務の状況と合致しないインボイスを発行することを斡旋すること、(ii)他人に自己のために実際の経営業務の状況と合致しないインボイスを発行させること、(iii)他人のため、自己のために実際の経営業務の状況と合致しないインボイスを発行すること。

²² 29条は、「実際の経営業務の状況と合致しない」とは、以下を指すと規定する：(a)商品の売買、サービスの提供又は接受、その他の経営活動を行わずに、インボイスを発行又は取得すること、(b)商品の売買、サービスの提供又は接受、その他の経営活動を行ったが、発行又は取得するインボイスに記載する購入者、販売者、商品又は営業品目の名称及び金額が実際の状況と合致しないこと。

²³ 管理規則33条は、その他の証憑をインボイスの代わりに使用した場合には、税務機関は是正を命じ、1万元以下の過料に処することができるものと規定する。また、違法所得がある場合には、これを没収すると規定する。

²⁴ 40条は、「その他の証憑をインボイスの代わりに使用する行為」は、以下の行為を含むと規定する：(a)インボイスを発行しなければならないにもかかわらず発行せず、他の証憑をインボイスの代わりに使用すること、(b)インボイスを取得しなければならないにもかかわらず取得せず、インボイス以外その他の証憑又は自ら作成する証憑を税金の控除、輸出税還付、税引前控除、財務精算に用いること、(c)規定に合致しないインボイスを取得し、これを税金の控除、輸出税還付、税引前控除、財務精算に用いること。

中国最新法令 < 速報 >

IV. その他の法令等一覧

2024年1月22日から2024年2月4日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「档案法实施条例」

（原文：中华人民共和国档案法实施条例）

（国务院、2024年1月12日公布、2024年3月1日施行）

2. 「『刑法』の確定罪名の使用に関する補充規定」

（原文：关于执行《中华人民共和国刑法》确定罪名的补充规定）

（最高人民法院、最高人民检察院、2024年1月30日公布、2024年3月1日施行）

NEWS

➤ Chambers Global 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2024 にて当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 2)
- ・ International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Band 1)
- ・ International Trade (Band 1)

THAILAND

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 1)

中国最新法令 < 速報 >

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance
佐藤 正謙、青山 大樹、小林 卓泰、末廣 裕亮、松田 悠希
- ・ Capital Markets
鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之
- ・ Capital Markets: J-REITs
尾本 太郎、藤津 康彦
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives
佐藤 正謙、江平 享
- ・ Corporate/M&A
棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小島 義博、林 宏和、紀平 貴之、内田 修平、松下 憲
- ・ Corporate/M&A: Expertise based abroad in Myanmar
武川 丈士
- ・ Dispute Resolution
関戸 麦、飯田 耕一郎
- ・ Dispute Resolution: International
ダニエル・アレン
- ・ Intellectual Property
三好 豊、岡田 淳
- ・ International Trade
石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生

CHINA

- ・ Intellectual Property (International Firms): Expertise based abroad in Japan
小野寺 良文

THAILAND

- ・ Banking & Finance
ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、スパトラーク・サターボンナーノン
- ・ Corporate/M&A
アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク、ヌアンポン・ウェークスワナラック

中国最新法令 < 速報 >

・ Projects & Energy

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、デイビット・ベックステッド

MYANMAR

・ General Business Law: Foreign expert in Japan

武川 丈士

・ General Business Law

キンチョー・チー、武川 丈士、眞鍋 佳奈

➤ 「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページを公開しました

このたび、当事務所では、本年1月付で、17名の弁護士がパートナーに、17名の弁護士がカウンセルに就任しましたので、「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページを公開しました。いずれも各々の分野で深い専門知識と経験を有する弁護士です。

是非ご覧ください。

⇒ [「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページ](#)

➤ ジャネット・チョウ 弁護士が入所しました

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太
五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 22 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com